様式第１（その２）（第２条関係）

|  |
| --- |
| 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（副）令和　　年　　月　　日　　豊橋市長　様住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏名（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　印　代表電話 　　（ 　　） 　　　　　　　土地区画整理法第76条第１項の規定により許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。 |
| 行為の場所 | 豊橋 |  | 土地区画整理事業 |  | 街区 |  | 画地 |
| 行為地の面積 |  | 平方メートル |
| 行為の種類 | [ ] 　建築物の新築　　　　[ ] 　建築物の改築　　　　[ ] 　建築物の増築 |
| [ ] 　工作物の新築　　　　[ ] 　工作物の改築　　　　[ ] 　工作物の増築[ ] 　土地の形質の変更　　[ ] 　移動の容易でない物件の設置又はたい積 |
| 許可を受けようとする行為の概要 | 建築物 | 構造・用途 | 建築面積 | 延べ面積 |
|  |  | ㎡ |  | ㎡ |
| 建築物以外 | 工作物等の種類・構造 | 用途 | 規模 |
|  |  |  |
| 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 | 工事完了予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ※豊橋市指令　　第　　　　号　上記の申請については、下記の条件を付けて許可します。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　豊橋市長　　　　　　　　　　印記１　工事の着手に当たっては区画整理事業施行者と境界確認の立会いをすること。２　工事は、添付図面のとおり施工すること。３　その他（　　　　　　　　　　　　　　）　この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 |

　　備考　※印欄には、記入しないこと。